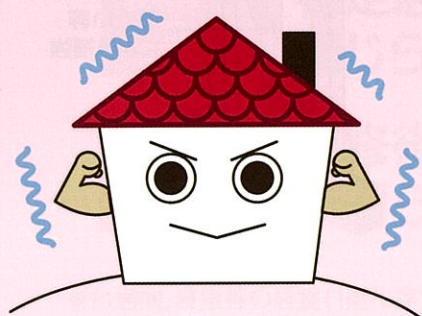


一室でも



耐震補強 リフォームの 助成事業

地震は私たちの平和な日常を一瞬にして奪い去ります。

地震から身を守るためには、我が家の耐震性能を調査し、必要な耐震補強を行うことが重要です。

しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業では寝室や居間などの一室だけでも部分的に耐震補強するための耐震リフォームに要する工事費の一部を助成します。



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第8250号

募集期間

令和6年7月22日～令和7年2月14日

●予算がなくなり次第、受付は終了します。●令和7年3月14日までに完了する工事を対象とします。

助成対象者

島根県内の昭和56年5月31日以前に工事着手された階数2以下の既存の一戸建て木造住宅の所有者(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上のもので自己所有物件に限ります。)

助成金額

耐震改修に要する
工事費の
1/4以内の額

一戸あたり 上限 **30万円**

子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 +10万円
空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 +10万円

助成の条件

- 子育て配慮改修またはバリアフリー工事と併せて実施する場合の限度額は、最大75万円です。
- 住宅改修に係る他の補助金がある場合は、補助対象工事費から控除します。

- 改修後に「部分的耐震性能」を有すること、又は上部構造評点が1.0以上であること
- 昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅で、改修前の上部構造評点が1.0未満であること(部分的耐震性能、補助の対象となる耐震改修工事については、中面をご覧ください)。工事施工業者は島根県内に本店を有する事業者に限ります。

過去に「一室でも耐震補強リフォーム助成事業」による補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた場合であっても、補助を受けた部分とは異なる部分において改修を実施する場合には、補助を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

補助の対象工事の一例

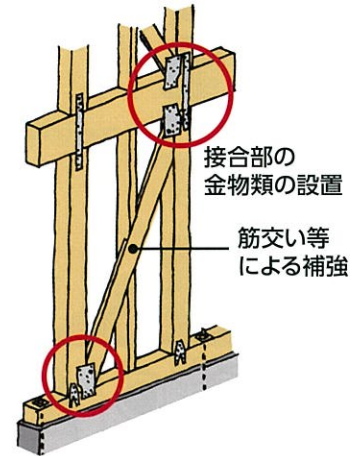
I 耐震性能を向上させる工事

1. 基礎の補強・劣化対策

- 基礎の新設、基礎の取替え、打ち増し
- 炭素繊維シートによる補強

2. 耐震壁の設置、増設及び設置に係る既存壁の撤去 (処分費を含む。)

- 筋交い等による補強
- 構造用合板による補強
- 石膏ボード等の壁材による補強
- 壁紙等の壁仕上げ材及び接合部の金物類の設置
- 耐震壁の設置の際に必要な、既存の天井、床、壁(耐震壁ではない)の一時撤去・復旧(処分費含む。)



3. 屋根の軽量化(改修後において石州瓦葺きである場合のみ)

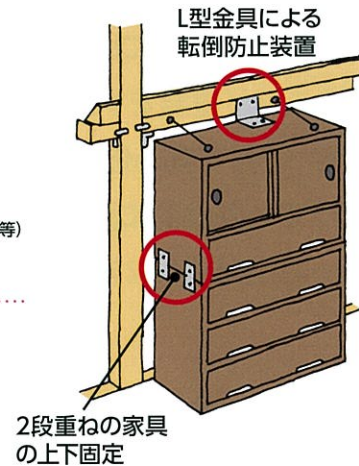
4. 柱、梁、土台等の新設、取り替え

- 柱、梁、土台等の構造上必要な軸組の新設、取替及び劣化部分の補修(金物類の設置を含む。)

II 地震により転倒する危険性のある家具等の固定工事

5. 家具の固定工事

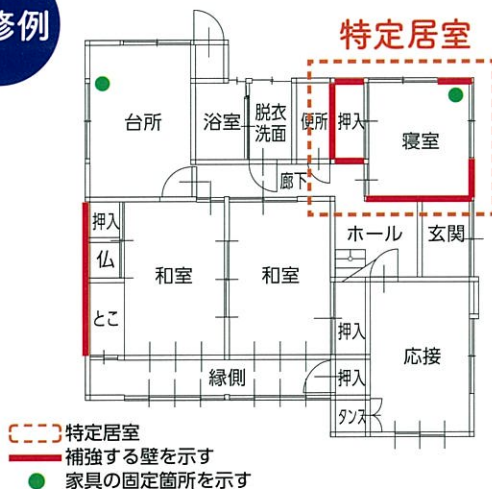
- L型金具による転倒防止措置
- ※ただし、柱、壁及び天井等に固定しない取り外しが容易な耐震用器具の設置は除きます。(ボール式器具等)
- 2段重ねの家具類の上下固定



6. 飛散等防止措置

- ガラス面への飛散防止フィルム貼り
- 開き扉のある棚類等の戸開き防止器具の取り付け

改修例



補助対象経費の例

〔特定居室の補強工事〕

- 耐震壁(筋交い・構造用合板)の設置(耐震補強に伴う、壁・天井等の撤去・復旧を含む)
- 本棚の転倒防止措置

〔上記以外の補強工事〕

- 耐震壁(筋交い・構造用合板)の設置(耐震補強に伴う、壁・天井等の撤去・復旧を含む)
- 屋根の軽量化
- 基礎の打ち増し
- 食器棚の転倒防止措置

『部分的耐震性能』とは…

県が独自に定めた3つの技術基準(下記)により、大規模地震時に、
圧死することなく生存できる空間を確保するために、有効と考えられる住宅の性能です。

技術基準

1

『特定居室』※1 の『部分評点』※2 が
1.5 以上であること

技術基準

2

特定居室内の家具等に、『転倒防止措置』※3 が
講じられていること

技術基準

3

改修後の上部構造評点が、改修前の数値を
下回らないこと

※1:居間、寝室等の居室(1階に存する避難上有効な開口部を有するものに限る。)のうち、部分的な補強を行うもの

※2:居室1室を耐震補強した場合(部分的な補強)の耐震性の評価

※3:地震による家具等の転倒を防止する工事

注)部分的耐震改修は、想定する地震による揺れ(震度6強)により、ある程度は損傷を受けても圧壊には至らず、最低限、特定居室内の居住者の生命が確保されることを目的としています。地震による揺れは、地震波の状況や地盤の状況、建物の固有の状況(建物形状、構造部材の劣化、個別の部材特性、施工精度等)により、それぞれの建物毎に異なります。また、想定震度を超える規模の地震が起こる可能性もあります。

部分的耐震改修を行うことは、地震時に建物が倒壊や圧壊、破壊しないことを確約するものではありません。

耐震診断費は助成の対象ではありません。

市町村の木造住宅耐震診断費補助制度をご活用いただくか、
(一財)島根県建築住宅センターまでご相談ください。

耐震診断補助制度

下記の市町村では、昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅に対する
耐震診断費の補助制度を実施しています。詳しくは各市町村の窓口へお問合せください。



市町村名	受付窓口
松江市	まちづくり部 建築審査課 0852-55-5347
浜田市	都市建設部 建築住宅課 0855-25-9632
出雲市	都市建設部 建築住宅課 0853-21-6720
益田市	建設部 建築課 0856-31-0668
大田市	建設部 建築営繕課 建築指導係 0854-83-8105
安来市	建設部 建築住宅課 建築指導係 0854-23-3325
江津市	都市計画課 指導係 0855-52-7490
雲南市	建設部 建築住宅課 建築指導G 0854-40-1065
奥出雲町	定住産業課 0854-54-2524
飯南町	建設課 0854-76-3942

市町村名	受付窓口
川本町	町民生活課 0855-72-0632
美郷町	総務課 0855-75-1211
邑南町	資産経営課 0855-95-1140
津和野町	建設課 0856-74-0081
吉賀町	税務住民課 0856-77-1113
海士町	里山里海循環特命担当 08514-2-1827
西ノ島町	環境整備課 08514-6-1748
知夫村	建設課 08514-8-2211
隠岐の島町	建設課 08512-2-8564



助成対象チェックシート

項目ごとに ☒ チェックしてみてください。

- 1 昭和56年5月31日以前に着工された階数2以下の木造住宅^(※1)ですか？
☐ はい(設問2へお進みください) ☐ いいえ(補助対象外)
- 2 耐震診断^(※2)の結果、上部構造評点^(※3)は1.0以下でしたか？
☐ 1.0未満である(設問3へお進みください) ☐ 1.0以上である(補助対象外)
- 3 今回の工事で、上部構造評点がいくらになりますか？
☐ 1.0未満になる(設問4へお進みください) ☐ 1.0以上になる
- 4 工事完了後に、特定居室^(※4)の部分評点^(※5)が1.5以上確保されていますか？
☐ はい(設問5へお進みください) ☐ いいえ(補助対象外)
- 5 工事完了後に、特定居室内の家具等^(※6)に転倒防止措置が講じられていますか？
☐ はい(設問6へお進みください) ☐ いいえ(補助対象外)
- 6 改修後の上部構造評点が、改修前の数値を下回っていませんか？
☐ はい ☐ いいえ(補助対象外)

補助対象になります

補助対象になります

用語の定義

- ※1 木造住宅:柱梁等の主要構造部が木造である、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅
- ※2 耐震診断:(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づく、既存木造住宅の地震に対する安全性の評価方法
- ※3 上部構造評点:「耐震診断」により算出された木造住宅の耐震性能の評価
- ※4 特定居室:直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居間、寝室及び食事室等の居室で、1階に存するもの
- ※5 部分評点:県が定める計算方法により算出された、木造住宅の部分的な耐震性の評価(計算方法は(一財)島根県建築住宅センターHP参照)
- ※6 家具等:タンス・食器棚等の家具及び冷蔵庫等の電気製品等で、災害時に転倒等の危険性のあるもののうち、高さが1.2m以上のもの

しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の利用に合わせた 住宅リフォームローン金利引下げについて

下記の金融機関において、この助成事業を利用した住宅に対してリフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。

金融機関及び 金利引下げの 概要等	金融機関名	概要
	しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」金利引下げプランの適用条件に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
	島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローンI型、II型」において金利を引き下げる。

※詳しくは各金融期間の窓口へお問合せください。

助成のお申込は

(一財)島根県建築住宅センター 業務課まで ※窓口または郵送でも受付しています。
 〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階

お問い合わせは

まずは **しまね住宅ネット相談** メールによる相談をご利用ください。
<https://system.shimane-bhc.or.jp/guest/mail>

島根県建築住宅センター



お気軽に
お問い合わせ
ください。

FAX

0852-25-9581

TEL

0852-33-7268

受付時間:24時間受付(ただし、対応は電話の受付時間内に限ります。)
 必ずご連絡先をご記入の上、左記番号までお送りください。

(直通 業務課)受付時間:9:00から17:00(土日祝日、年末年始定休)

